

山梨県公報

第四百四十三号

令和二年

十一月九日

月 曜 日

目次

告示

○道路の供用開始.....五六五

告示

山梨県告示第二百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)において、この告示の日から令和二年十一月三十日まで一般の縦覧に供する。

令和二年十一月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	遅沢静川線	南巨摩郡身延町遅沢字水ノ口二 三三三番一地从先から 南巨摩郡身延町遅沢字水ノ口二 三二九番一地先まで	一七六・九	令和二年十 一月五日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番